
2 豊かな自然環境の保全

2-1 多様な自然環境の保全

1 自然環境の状況(みどり自然課)

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、周囲を富士山、南アルプスをはじめとする高山に囲まれた内陸県です。

地形をみると、山系は、甲府盆地をほぼ中央にして、西部には南アルプス(赤石山地)、巨摩山地が並列して南北に連なり、北部から東部にかけては八ヶ岳、関東山地、南東部には御坂山地、丹沢山地の一部である道志山地がそびえています。

地質的には、南アルプスと桂川の北側で、大菩薩嶺の東側に連なる山地及び多摩川上流・奥秩父山地の岩石は、四万十層群と呼ばれる薄くはげやすい粘板岩などからなる中生代から新生代初期の地層や風化しやすい花崗岩から成り立っています。

また、巨摩山地、御坂山地の大部分は、海底火山の噴出物でもあるグリーンタフと呼ばれる緑色凝灰岩からなり、関東山地から大菩薩嶺、笹子峠、御坂山地へ連なる山々は、花崗岩等深成岩によって形成され、南東から北西にのびる富士火山帯に沿った方向には、富士山、茅ヶ岳、八ヶ岳などの火山が並び広大な裾野を有しています。

水系は、御坂山地を境とした西側には駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川があり、この流域は、県土の約四分の三を占めており、東側には、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が、その他北東部で多摩川水系の丹波川、小菅川などがあります。

周囲を高い山々に囲まれた本県は、太平洋岸や日本海岸に比べて降水量が少なく、夏は暑く、冬は寒いうえ、昼夜の気温差も激しい盆地特有の内陸的気候を示しています。年平均気温で見ると、県南部や東部で比較的暖かく、北部や西部の山岳地が寒冷地となっており、年降水量は、県の南部や西部山岳地が、九州並みの多雨地帯で、北部山岳地が少ないことが特徴です。

2 自然環境の保全施策

(1)森林の保全育成

本県の植生

本県は、県南部の富士川の最低点 80mから最高点は富士山の 3,776mと標高差が大きく、その

ため暖帯から温帯、亜寒帯、寒帯と植生分布を全体にわたって見られる山が多いことが特徴です。

まず、暖帯に属するのは、県南部の富士川沿岸から甲府盆地、さらに平地から低山地にかけた海拔 500m ぐらいまでの地域、県東部の桂川流域などで、この地域は、タブノキ、シロダモ、シラカシ、アラカシ、ウラジロカシ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林で占められています。また、この地域は、代表植物がカシ類であることから、カシ帯とも呼ばれています。このカシ帯から海拔 1,800m ぐらいまでの間は、ミズナラ、ブナの温帯落葉広葉樹林が生育する地域であり、この地域は、ブナが代表樹種であることからブナ帯と呼ばれています。

富士山、南アルプス、ハケ岳、関東山地等の海拔 1,800m から 2,500m の間は、亜寒帯(亜高山帯)に属し、シラベ、コメツガ、オオシラビソなどの針葉樹林からなり、その中にダケカンバが混生し、富士山では、この帯の上部にカラマツ林が発達しています。

南アルプス、ハケ岳、関東山地の海拔 2,500m 以上の寒帯(高山帯)にはハイマツが生育しています。高山の草原には、高山植物が花畑を形成しており、中でも南アルプス・北岳の高山植物群落は、種類も多く氷河時代の遺存植物であるキタダケソウをはじめとして貴重な植物が多く見られます。これらの植物の中には、絶滅を危惧されているものもあり、将来にわたって大切に保護していく必要があります。

国の施策の動向等

国では、平成 13 年 6 月に、ほぼ 40 年ぶりに林業基本法を抜本的に改正し、林業総生産の増大という理念を見直し、森林の多面的機能の持続的発揮と、それを支える林業の健全な発展や木材利用の促進を図ろうとする新たな目標を掲げた「森林・林業基本法」を施行しました。

具体的には、森林を 水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環林の 3 つに区分し、発揮すべき機能に応じた森林整備を進めることになりました。

農林水産省では、平成 13 年 11 月 1 日に日本学術会議から、「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」の答申を受け、その答申により、国内森林の多面的機能の貨幣価値を算定したところ、67 兆 7,831 億円 / 年(国民 1 人あたり約 53 万円)でした。

山梨県の機能別評価額 - ()内は全国の評価額	
二酸化炭素吸収	216 億 3 千万円(1 兆 2,391 億円)
表面侵食防止	4,359 億 6 千万円(28 兆 2,565 億円)
表層崩壊防止	1,095 億 2 千万円(8 兆 4,421 億円)
洪水緩和	692 億 9 千万円(6 兆 4,686 億円)
水資源貯留	1,152 億 9 千万円(8 兆 7,407 億円)
水質浄化	1,707 億 4 千万円(14 兆 6,361 億円)

また山梨県でも、答申に用いられた評価手法により県内の森林の多面的機能の価値を金額に換算したところ、9,224 億円 / 年(県民 1 人あたり約 104 万円)でした。

森林の保全育成に関する施策

ア 新たな山梨県緑化計画による緑化の推進(みどり自然課)

本県の森林をはじめとするみどり資源は、昭和 25 年から本格的に推進してきた緑化運動など、県民のたゆまぬ努力によりその量を増し、このみどりのなかで人々の生活が営まれ、各地に独自の文化が育まれてきました。

21世紀において、このみどり資源をさらに充実させるとともに、人と自然の共生による緑づくりを目指して、平成6年に「自然との共生」を基本理念とし、「県土をみどりの博物館に」を目標とする山梨県緑化計画 - グリーンミュージアム構想の展開 - (計画期間:平成6年度～平成15年度までの10年間)を策定して、自然との共生の理念に基づき、4つの重点プロジェクトにより総合的な緑化施策を展開してきました。

しかし、近年の様々な社会情勢の変化に伴い、緑を取り巻く状況や県民の緑に対するニーズも変化し、多様化してきたことから、新たな緑化施策への取り組みとして、時代の変化に対応した「山梨県緑化計画 - 緑のある風景の保全と創造 - 」を平成16年3月に策定しました。(計画期間:平成16年～平成25年までの10年間)

この計画では、「身近な緑の質の向上」、「緑の多面的機能への期待」、「県民参加の森づくりの参加意識の向上」など、緑に対する多様な県民ニーズを踏まえて、基本目標を「緑のある風景の保全と創造」と定め、これに基づく取り組みとして「質」と「量」の2つの視点から指標を掲げ、「緑の創造、活用、保全」の3つの視点から、具体的な施策の方向を示して、新たな時代に相応しい緑づくりを進めていくこととしています。この新たな緑化計画の策定に伴い、緑化関係事業についても見直しを行いました。

平成16年度に実施した主な事業は次のとおりです。

緑の風景創造事業

・県事業

みどりの街並み計画の区域や緑被率の低い県有施設を対象に、大型緑化樹、郷土種等の植栽による緑化を行った。
(平成16年度実施箇所:かえで養護学校・育精福祉センター)

・市町村事業

地域のモデルとなる市町村施設に質の高い緑の創出を図るため、シンボルツリーを中心とした緑地の整備などへの補助事業を実施した。(平成16年度実施箇所:葎崎小学校(葎崎市)、近津用水(石和町)、押原小学校(昭和町))

緑の活用推進事業

・緑のボランティア活動推進事業

森林整備ボランティア活動の初期段階に必要な歩道設置、下刈り、地拵え等の環境整備に対して、ボランティア団体に補助を行った。(平成16年度実施箇所 2箇所)

・学校林活用推進事業

児童・生徒の森林環境教育の場として学校林を活用するため、初期段階に必要な歩道設置、看板設置等の環境整備に対し助成した。(平成16年度実施箇所:南アルプス市)

・どんぐりクラブ育成事業

小学生以下の児童が、森林と親しむきっかけとして、山で集めたどんぐりと緑化木の苗木を交換した。また、集めたどんぐりを養成し、環境教育等への活用を図るため、希望した小中学校に配付した。
(平成16年度会員数:900人)

緑の保全推進事業

・やまなし緑の遺産保全事業

県内に数多く存在し、ふるさとのシンボルとなっている巨樹・名木の適切な保全を図るために、巨樹・名木保全マニュアルを作成して、市町村等に配付した。(配付数 マニュアル500部、リーフレット2,000部)

・みどりのクリニック事業

樹木医をグリーンアドバイザーとして緑化センターに配置し、緑化相談・指導等を行うとともに、県民が主体となって行う緑化活動を支援するため緑サポーターの養成を行った。

(平成16年度 緑化相談件数:1,032件 緑サポーター養成数:18人)

イ FSC⁴森林管理認証の維持・活用(県有林課)

環境に配慮した一定基準を満たす森林経営を認証する国際的なNGO組織(FSC:森林管理協議会)の審査により、県有林が取得した「森林管理認証」(平成15年4月10日認証取得)を維持活用し、持続可能な森林経営をさらに推進するとともに、県有林材の付加価値向上を図ります。

毎年、FSCの年次監査を受審するとともに、世界標準の視点を踏まえた、よりレベルの高い持続可能な森林経営に向けて改善が必要な事項(多様な生物資源のモニタリングシステムの作成など)へ対応していきます。

・認証面積	143,000ha(貸し地等の除地小班を除くすべての県有林)
・認証期間	平成15年4月10日～平成20年4月9日(5年間。但し期間中毎年「年次監査」を受審)

ウ 保安林の管理

保安林は、森林法の施行により、明治30年に制度化され、水源のかん養・災害の防備・生活環境の保全及び形成等の目的のため、特定の森林の区域を指定し、その保全と適切な施業を実施して、森林の有する公益的機能の維持増進を図っています。

保安林の種類	主な機能	主な指定区域
水源かん養	濁水の緩和、洪水の緩和、水質の保全	流域の上部、県有林の70%は水源かん養保安林
土砂流出防備 土砂崩壊防備	山崩れや土石の流出を防ぐ	荒廃した山地の中腹や小河川の周辺に多く、人家周辺の治山事業施工地も指定されている
防 風	農地等を風害から守る	八ヶ岳、富士山の山麓等
水害防備	洪水から人家等を守る	河川の周辺、信玄堤、万力林等
干害防備	水源かん養に準ずる	簡易水道の水源地周辺等
防 火	山火事から林地を守る	防火線の周囲等
保 健	保健休養とレクリエーション等の場として安らぎとるおいを与える	都市部近郊、登山道周辺等、櫛形山県民の森等
風 致	景観の保存等	昇仙峡等風景のすぐれた所

保安林の機能

特に本県は、四方を山に囲まれた急峻な地形と風化の進んだ花崗岩等脆弱な岩質が多く、従来から暴風雨等による山腹崩壊や洪水等幾多の大災害を被ってきました。

このため、これら荒廃した林地を治めることが林政最大の課題であるとして、重要な森林を保安林に指定し、保安施設事業等により森林の有する公益的機能の維持、強化に努めてきました。

保安林は指定目的別に17種類が定められています。本県では9種類、約19万9千ヘクタールが指定され、森林面積に占める保安林率は57%と、富山県に次いで全国第2位の高い指定率となっています。

⁴世界各国の環境団体、社会・経済団体などで構成するNGO(非政府組織)である森林管理協議会が、環境に配慮した適切な森林管理に関する10原則56基準を定め、これへの適合を審査・認証するもの。認証した森林から生産された木材にはFSCマークを付けることができる。

保安林種類	指定面積(ha)	比率(%)
水源かん養保安林	163,540	81.97
土砂流出防備保安林	34,348	17.21
土砂崩壊防備保安林	11	0.01
防風保安林	158	0.08
水害防備保安林	113	0.06
干害防備保安林	9(174)	0.00
防火保安林	26	0.01
保健保安林	1,070(11,841)	0.54
風致保安林	237	0.12
計	199,512(12,015)	100.00

保安林指定状況(平成17年3月31日現在)
()面積は兼種保安林で外数

年度	保安林改良事業			保安林保育事業			特定保安林整備緊急治山事業	
	箇所	面積(ha)	事業費(千円)	箇所	面積(ha)	事業費(千円)	箇所	事業費(千円)
9	59	306	361,318	242	3,314	764,002	2	38,700
10	82	366	403,805	238	3,047	718,834	-	-
11	59	268	289,265	225	2,164	700,000	2	19,001
12	60	323	281,684	242	2,417	721,642	2	19,652
13	82	398	357,134	219	2,218	669,866	-	-
14	74	393	376,996	213	1,944	610,378	-	-
15	82	406	345,287	377	2,002	559,039	8	38,002
16	70	321	306,601	351	2,418	445,801	9	33,293

保安林整備事業の実績

保育面積は2回刈の面積等重複面積を含む。
特定保安林整備緊急治山事業については平成12年度に終了し、平成15年度からは複層林型保安林整備事業を行っている。

(2)環境に配慮した農村の整備(耕地課)

地域環境整備事業

本事業は、多種多様な野生生物が生息する農村地域において、農業用排水路や農道等の農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を生態系の保全に配慮しながら行うことで、多様な生物と豊かな環境に恵まれた農村空間(エコビレッジ)を形成するために実施しています。

また、多種多様な野生生物が生息できる空間(ビオトープ)の保全、回復を図るとともに、こうした空間のネットワーク化を図っていくことも目的としています。

平成16年度には、今川地区(田富町、昭和町、玉穂町)において事業を実施しました。

地域用水環境整備事業(地域用水環境整備型)

農村地域は豊かな自然に恵まれ、潤いとやすらぎに満ちた空間を形成しています。その中で農業水利施設の多くは地域の自然環境・生活環境に調和した保全管理がなされ、地域の景観の形成、親水の場の提供、生活用水の供給等多様な役割を果たしてきました。

しかし、農村の都市化及び混住化の進展に伴って、動植物の減少、水質の悪化、親水機能の低下といった問題が生じたため、景観の保全や生態系の回復を求める声が農村部に限らず都市部の住民からも高まってきました。

こうした背景から、農村地域に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全整備を行うとともに、それが有する水辺空間を一体的に活用することで、豊かで潤いのある環境を創造することを目指しています。

平成16年度には、小佐手地区(勝沼町)、月見ヶ池(上野原町)において事業を実施しました。

(3)温泉の管理指導(みどり自然課)

本県の温泉は、古くから「信玄公の隠し湯」として親しまれた山間のいで湯から、昭和30年代の「石和温泉郷」の出現による盆地内での掘削や昭和60年代からの「ふるさと創生資金」による地方自治体の温泉開発などバラエティーに富んだ温泉が数多くあります。

温泉は、古くから療養、保健、休養の場として親しまれ、自然とのふれあいの面でも大きな役割

を果しており、平成 14 年度における全国の温泉地宿泊利用者数は約1億3千7百万人に達し、県内においても温泉宿泊利用者数は増加の傾向にあります。

平成 17 年 3 月現在、県内の温泉源泉数は 428 箇所となっており、温泉開発をしている地域は県内の 36 市町村にのぼり、利用についても、年間 41 万人以上の利用者を数える日帰り温泉施設も現われています(県内温泉の状況は資料編に掲載)。

温泉は本県の重要な資源であり、温泉資源の保護を図るため、定時定点調査や温泉資源調査を実施するとともに、温泉掘削等の許可を審議する環境保全審議会温泉部会に審議方針を設け、温泉保護地域及び既存源泉からの掘削距離制限等を実施しています。

なお、平成 17 年度からは、更なる温泉資源の保護を図るため、温泉保護地域の拡大及び距離制限の強化等を行い、また、本県を含め全国各地で発生した温泉問題を受け、温泉に関する手続き、温泉表示など説明した啓発パンフレットを作成し、温泉事業者、市町村等関係者に配布することにより、温泉表示などの利用適正化の周知徹底を図りました。

今後は、長寿社会の到来、余暇時間の増大、多様なレクリエーション指向、健康への関心の高まりなど国民生活、国民意識の変化の中で、温泉の果たす役割はますます重要なものとなっており、利用の一層の適正化を図ることが必要です。

2-2 野生動植物の保護

1 高山植物の保護(みどり自然課)

本県の山岳地域には、多種多様な高山植物が生育しており、いたるところで可憐な花を見ることができます。しかもその多くは、大陸と陸続きだった氷河期から生き延びている学術的にも貴重なものです。このような全国に誇るかけがえのない資産である高山植物を後世に引き継ぐため、県では「高山植物の保護に関する条例」を制定し、昭和 61 年 4 月から施行しました。

条例の概要

本県において絶滅のおそれのある貴重な高山植物を規制対象植物に指定し、これらの採取・損傷行為を原則として禁止

に違反して採取された規制対象植物の譲渡、譲受等を禁止

規制対象植物の栽培業、販売業の届出を義務付け、販売業者に帳簿の備え付けを義務付け

規制対象植物

アツモリソウ(ラン科) カモメラン(ラン科) キタダケソウ(キンポウゲ科) キタダケキンポウゲ(キンポウゲ科) キタダケデンダ(オシダ科) キタダケトリカブト(キンポウゲ科) キバナアツモリソウ(ラン科) クモイカグマ(オシダ科)クモイコザクラ(サクラソウ科)コマクサ(ケシ科)タカネビランジ(ナデシコ科)タカネマンテマ(ナデシコ科)チシマギキョウ(キキョウ科)チョウジコメツツジ(ツツジ科)ニョホウチドリ(ラン科)ハコネコメツツジ(ツツジ科)ヒメシャジン(キキョウ科)ホウオウシャジン(キキョウ科)ホテイアツモリ(ラン科)ホテイラン(ラン科)ムシトリスミレ(タヌキモ科)ユキワリソウ(サクラソウ科)

また、条例の実効を高めるため、規制対象植物流通実態調査員 10 人を委嘱し、県内の栽培業、販売店 53 業者(平成 17 年 3 月末現在)を巡回して調査、指導を行うとともに、山岳レンジャーによる生育地のパトロールの実施など高山植物保護の指導、啓発に努めています。

山岳レンジャーについては、県山岳連盟に委託し、5 月～10 月の間、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父、御坂山地、櫛形山周辺に延べ 462 人を配置しました。

こうした対策と合わせて、山梨を中心に、平成元年 6 月に全国的な規模を目指しての民間組織として日本高山植物保護協会が設立され、高山植物を守る運動が進められています。

また、平成 8 年度には、条例施行後 10 年が経過したのを機に、今後の高山植物保護対策を検討することとし、「山梨県特定高山植物保護対策検討委員会」を設置し、平成 9 年 2 月に同委員会から保護対策が報告されました。

報告内容

高山植物保護のための普及啓発と環境教育を推進すること。

すでに多量に盗掘され、今後とも盗掘の危険性が高く、繁殖力も弱いことから絶滅の危機にあるアツモリソウ類については積極的な保護対策として、自生地の復元や試験研究機関での増殖研究が必要であること。

貴重な高山植物の自生地には、景観や盗掘に配慮しながら、立入を防ぐためのロープの設置も必要であること など。

この報告に基づき、絶滅の危機にあるアツモリソウ類についての積極的な保護対策として、自生地の復元や試験研究機関での増殖研究などに着手し、継続して研究を行っています。

・対象種:アツモリソウ、ホテИАツモリ、キバナアツモリソウ

・監視実施地区:県内4箇所

・事業は、監視を「希少高山植物監視員」に4名委嘱するとともに、増殖研究を「日本高山植物保護協会(平成 16 年度4月から NPO 法人 日本高山植物保護協会)」に委託。

2 野生鳥獣の保護(みどり自然課)

山梨県の地勢は、低地林から高山帯にまで及ぶことから変化に富み、四季を通じて多くの種類の野生動物が生息し、現在までに鳥類は 236 種、獣類は 48 種が確認されています。

南アルプス山系には、特別天然記念物であるライチョウが生息しており、また冬季には、富士五湖をはじめ甲府盆地を流れる釜無川、笛吹川の二大河川にカモ類の渡来も多く見られます。特に富士五湖は鳥獣保護区として指定され、その保護が図られています。

ツキノワグマは生息数が全国的に減少傾向にあり、平成 11、12 年度に実施した生息調査の結果、県内生息数は約 400 頭と推定されました。この結果を基に平成 13 年度「山梨県ツキノワグマ保護管理指針」を策定し、これに基づき保護管理を行っています。イノシシはほとんどの地域に生息し、ニホンジカも八ヶ岳をはじめ主要な高山帯・亜高山帯に生息しており、近年では、個体数の増加が顕著です。

種または時期によっては農林産物に被害を及ぼすものもあり、有害鳥獣として捕獲される個体

もあり、有害鳥獣捕獲の件数は、ここ数年増加の傾向にあります。

県では環境省の指針に基づき「第9次鳥獣保護事業計画」を策定し、人と野生鳥獣との共生及び生物の多様性の保全を目的として、野生鳥獣の保護を行い、生活環境の保全及び農林水産業の振興に資することにしました。この計画は平成14年度から平成18年度までの5か年計画で、右の事項により構成されています。

鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項
鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
有害鳥獣捕獲等に関する事項
銃猟禁止区域、銃猟制限区域及び猟区に関する事項
鳥獣の生息状況の調査に関する事項
特定鳥獣保護管理計画の樹立に関する事項
ツキノワグマの保護管理に関する事項
鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項
鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項
その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

(1)鳥獣保護区等の指定

鳥獣保護区

鳥獣の保護を図るために必要な地域を鳥獣保護区⁵として指定しています。鳥獣保護区はその性格により森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区に区分され、平成16年度末現在指定されている鳥獣保護区は42ヶ所77,801.7haです。

特別保護区

鳥獣の保護が特別に必要と認められる地域については、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定しています。特別保護地区では水面の埋め立て、干拓、立木竹の伐採又は大規模な工作物を設置するときは許可を必要とします。なお、平成16年度末現在指定されている特別保護地区は10カ所5,792haです。

休猟区

一定の地域における狩猟鳥獣の個体数の回復を図るため、一定期間(2年以内)その地域を休猟区として指定し、狩猟を禁止し、平成16年度末現在で22カ所、38,215haを指定しています。

銃猟禁止区域

銃猟による危険の予防又は静穏の保持のために指定するものであり、この区域では銃猟を禁止し、平成16年度末現在で99カ所、20,796.8haを指定しています。

(2)鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、毎年愛鳥週間(5月10日～5月16日)関連行事としてポスターコンクールや探鳥会を実施しています。

また、愛鳥モデル校を指定し、鳥獣保護思想の普及啓発を図っています。

⁵ この区域では鳥獣の捕獲が禁止されるとともに、鳥獣の保護繁殖を図ることとされている。

(3)鳥獣センターの運営

昭和 51 年に設置した鳥獣センターを活用し、広く県民に鳥獣保護、自然保護思想の普及を図っています。特に傷病鳥獣の保護や鳥獣写真コンクールなどを通して鳥獣保護思想の普及啓発を図り、平成 16 年度傷病鳥獣の年間持ち込み数は 528 個体でした。

(4)鳥獣の生息状況調査

野生鳥獣保護対策の基礎資料とするため、平成 16 年度に実施した生息調査の主なものは次のとおりです。

ガン、カモ科鳥類調査

調査地域は県内の河川・湖沼の 12 カ所で平成 16 年 9 月から平成 17 年 3 月まで調査しました。

全国一斉のガン、カモ科鳥類生息調査

本調査は毎年 1 回 1 月中旬に全国一斉に行われるもので、県内 90 カ所で実施しました。

(5)有害鳥獣の捕獲

最近、野生鳥獣の生息環境の変化などから、人間の生活領域において人的被害や農林水産物被害が増加してきており、その被害の防止や軽減を図るため、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲の特別許可を行っています。特に有害鳥獣に対する対応の迅速化を図るため、下の種についてはその許可権限を市町村長に移譲しています。

市町村長に許可権限を委譲している種

スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、ドバト、ムクドリ、オナガ、サル、イノシシ、クマ

(6)特定鳥獣保護管理計画の策定

野生鳥獣のうち個体数が著しく減少あるいは増加している種については、生息調査を実施するとともに検討会を組織して調査結果を検討し、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数の適正管理を図ることにしています。

(7)ツキノワグマの保護管理

全国的に減少傾向にあるツキノワグマについては、山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき年間の捕獲頭数を原則 40 頭として保護管理を行っています。

(8)野生鳥獣の生息環境の改善及び放鳥

自然条件を勘案して、鳥獣保護区の指定目的を達成するため、必要な給餌及び給水施設の設置等の保護措置を講じ、また、代表的な狩猟対象であるニホンキジ、ヤマドリの資源保護のため放鳥を実施しました。

(9)狩猟の状況

狩猟をするためには、都道府県知事が実施する狩猟免許試験に合格し、狩猟免許の交付を受け、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県に狩猟者登録をしなければなりません。

狩猟免許には、網・わな猟免許(網・わな)、第1種銃猟免許(ライフル銃・散弾銃、空気銃)、第2種銃猟免許(空気銃)があります。

狩猟期間は、本県では11月15日から翌年2月15日(放鳥獣猟区は3月15日)までとなっています。また、狩猟が適正に行われるよう鳥獣保護員(73名)等による狩猟パトロールを実施しています。

年度	狩猟免許交付			狩猟者登録者数
	更新	新規	計	
3	4,511	92	4,603	6,519
4	226	90	316	6,247
5	279	83	362	6,152
6	4,106	134	4,240	6,098
7	228	112	340	5,892
8	277	122	399	5,692
9	3,839	185	4,024	5,839
10	269	58	327	5,428
11	294	86	380	5,285
12	3,573	119	3,692	5,296
13	134	65	199	4,941
14	237	94	331	4,797
15	3,213	79	3,292	4,688
16	169	80	249	4,320

いずれも、網・わな猟、第1種銃猟及び第2種銃猟を含む、
狩猟免許交付、狩猟者登録の状況

(10)レッドデータブックの作成(希少野生動植物保護事業)

山梨県では、全国に先駆け昭和60年に山梨県高山植物保護条例を制定し、絶滅のおそれのある高山植物22種を規制対象植物として監視体制等を強化してきましたが、都市化や工業化の進展は、自然環境に大きな変化をもたらし、以前はよく見かけられた動植物が減少して、中には絶滅のおそれが生じているものもあることがわかってきました。

このため、県独自のレッドデータブックが必要であるとの声が高まり、平成14年に山梨県レッドデータブック作成委員会を設置し、3年間をかけ県内の動植物の状況を調査しました。

この調査は、文献・標本調査や現地調査によって県内の野生生物の生息・生育状況を検討し、県内の絶滅のおそれのある生物や絶滅のおそれはないが注意を払う必要がある生物などを選定したものです。この調査結果により「山梨県レッドデータブック」を作成しました。

この冊子は、本県の希少野生動植物の絶滅の危険度、生息・生育状況や生態等について記載したものであり、動植物628種を掲載し、絶滅の危険度分類の考え方は、表1のとおりです。内訳として、植物の掲載種は455種であり(表2参照)、動物の掲載種は173種となっています(表3参照)。

今後は、「山梨県レッドデータブック」の内容を踏まえて、さらに詳細な現地調査を行い、保護保全の必要性がある種の選定を進めるとともに、専門家からなる保護対策検討委員会を設立し、具体的な保護保全対策を検討することとなっています。(山梨県庁のホームページから、「山梨県レッドデータブック掲載種一覧」が閲覧できます。また、「山梨県レッドデータブック」は、県民情報プラザ、県立図書館や県内の市町村立図書館において閲覧可能です。)

(11)外来種の繁殖抑制、人為的移入の防止

近年、人為により意図的、非意図的に持ち込まれた外来生物による在来生物の補食、競合・駆逐等生態系や、農林水産業等に被害を及ぼしている事例が多数生じてきました。

このような状況を考慮し、特定外来生物⁶による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成 17 年 6 月 1 日から施行されました。

法律で規制している特定外来種は、現在、37 種です。内訳は、哺乳類 11 種(台湾ザル等)、鳥類 4 種(ガビチョウ等)、は虫類 6 種(カミツキガメ等)、両生類 1 種(オオヒキガエル)、魚類 4 種(オオクチバス等)、昆虫類 3 種(ヒアリ等)、無脊椎動物 5 種(セアカゴケグモ等)、植物 3 種(ナガエツルノゲイトウ等)となっています。

特定外来生物の規制内容は、「国内での飼養、栽培、保管、運搬の禁止。輸入の禁止。譲渡、引き渡し、販売、譲り受け、引受、購入の禁止。野外へ放つこと等の禁止。主務大臣への届出の義務。識別措置の実施。繁殖制限等。」です。

今後の動向として、環境省が特定外来生物の第 2 次指定のため、現在指定対象種の追加案を作成しています。

山梨県レッドデータブックカテゴリー

表 1 植物編

カテゴリー	カテゴリー略号	定 義
絶滅 (Extinct)	EX	県内ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (Extinct in wild)	EW	飼育・栽培下でのみ存続している種 県内において絶滅の危機の瀕している種
絶滅危惧 類		
絶滅危惧 A 類 (Critically Endangered)	CR	ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧 B 類 (Endangered)	EN	IA 類ほどではないが、近い将来、野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧 類 (Vulnerable)	VU	県内において絶滅の危険性が増大している種
準絶滅危惧 (Near Threatened)	NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧種」として、上位ランクに移行する可能性がある種
情報不足 (Data Deficient)	DD	評価するだけの情報が不足している種
付属資料 (Threatened Local Population)	LP	地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅の恐れが高い 個体群

⁶ もともと日本に生息していない外来生物のうち、生態系などへ被害を及ぼし、もしくは及ぼすおそれのあるもの。

付属資料希少な雑種 (Rare Hybrid)	RH	自然雑種と考えられる植物で、県内で希少な種
----------------------------	----	-----------------------

表1 動物編

カテゴリー	カテゴリー略号	定 義
絶滅 (Extinct)	EX	県内ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (Extinct in wild)	EW	県内において飼育下等でのみ存続している種
絶滅危惧 A類 (Critically Endangered)	CR	ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧 B類 (Endangered)	EN	A類ほどではないが、近い将来、野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧 類 (Vulnerable)	VU	県内において絶滅の危険が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 類」のランクに移行することが確実と考えられる種
準絶滅危惧 (Near Threatened)	NT	県内において存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧種」として上位ランクに移行する要素を有する種
情報不足 (Data Deficient)	DD	本県において評価するだけの情報が不足している種

表2 山梨県レッドデータブック掲載種(植物編)(VU以上の植物)*ラン科植物は単子葉植物の内数

カテゴリー	植 物						植物 カテゴリー別 種数
	種 子 植 物					ラン科 植物*	
	シダ植物	裸子植物	被 子 植 物				
			双子葉植物	単子葉植物			
		離弁花植物	合弁花植物				
絶滅(EX)	0	0	0	0	0	(0)	0
野生絶滅(EW)	1	0	0	1	2	(2)	4
絶滅危惧 A(CR)	24	1	28	27	40	(20)	120
絶滅危惧 B(EN)	19	2	44	37	38	(18)	140
絶滅危惧 類(VU)	14	0	40	26	27	(13)	107

表3 山梨県レッドデータブック掲載種(動物編) (VU以上の動物)

カテゴリー	動物									
	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類				動物 カテゴリー別 種数
						チョウ 類	カミキリ 類	トンボ類	その他	
絶滅(EX)	2				1	1				4
野生絶滅(EW)										0
絶滅危惧 A(CR)	1	2				2	1	1	1	8
絶滅危惧 B(EN)	6	6				5				17
絶滅危惧 類(VU)	4	9	2	1	2	4				22

2-3 自然公園等の管理

1 自然公園

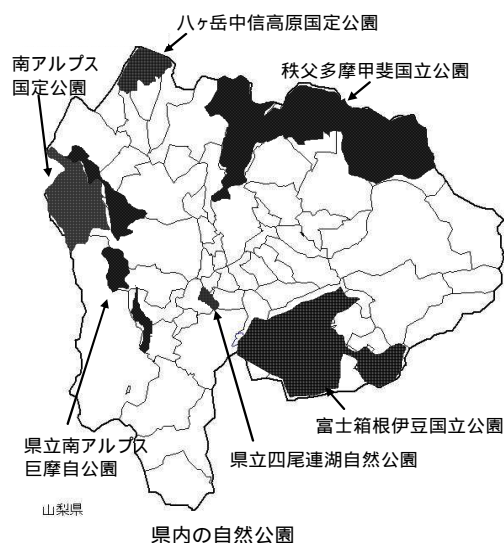
(1)自然公園の保護・管理(みどり自然課)

将来にわたり共有する自然の恩恵は、貴重かつ限られた資源であり、いったん損なうと回復するのはなかなか難しいだけに、その保全と適正な利用を図ることが必要です。

近年、生活の質の向上や都市化の進展、余暇時間の増大などにより、人と自然とのふれあいが一層求められ、自然とふれあうことの大切さが強調されています。身近な地域のホタルやオオムラサキなどを守る運動や自然観察会、高山植物を守る運動の盛り上がりもその現れと言えます。

一方、各地でリゾート施設などの整備の動きもあるなかで、開発行為等について自然への影響を最小限に抑えるように法令に基づく指導等を十分行うほか、自然記念物の指定、自然環境の調査、自然公園や自然環境保全地区のパトロール、自然に接するマナーの普及など保全施策の充実に努めています。

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の増進を図り、国民の保健、休養などに役立てるために設けられた制度で、自然公園法に基づいて指定された国立公園と国



定公園、山梨県立自然公園条例に基づいて指定された県立自然公園があります。

本県では現在、富士箱根伊豆、秩父多摩甲斐及び南アルプスの3つの国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、四尾連湖及び南アルプス巨摩の2つの県立自然公園が指定されており、自然公園の面積は県土の27.1%を占め、これらの自然公園は、四季を通じて多くの人々に利用され、平成15年には3,373万人が県内の自然公園を訪れています。

自然公園内は、特別地域(特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域)と普通地域に区分され、その区分に応じて各種の行為に制限があり、許可や届出が必要です。これらの行為については、特別地域内の各種行為に関する審査基準、富士箱根伊豆国立公園普通地域内の建築物設置に関する指針等に沿って事前指導を行うとともに、許可等にあって必要に応じて条件等を付けたり、環境影響調査を実施させるなど、自然への影響を最小限にするよう努めています。また、利用のための施設である宿舎等の公園事業の執行については、環境省の認可等が必要とされています。

(単位:千人)

自然公園内地域区分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
富士箱根伊豆国立公園						
富士山	2,397	2,520	2,571	2,463	2,603	2,373
三ヶ峠・御坂	237	252	257	245	249	270
河口湖	6,945	7,308	7,454	7,111	7,218	7,312
山中湖	4,908	5,579	5,768	5,052	5,219	5,157
本栖湖	1,062	2,671	2,718	2,139	1,983	1,906
精進湖	580	1,478	1,504	1,183	1,097	1,055
西湖	604	1,534	1,561	1,228	1,138	1,094
小計	16,733	21,342	21,833	19,421	19,507	19,167
秩父多摩甲斐国立公園						
昇仙峡・千代田湖	5,445	5,279	5,381	4,576	4,495	4,339
大菩薩・乾徳山・秩父山系	1,211	2,871	2,786	2,777	2,403	2,461
金峰山・増富周辺	361	227	266	248	337	340
小計	7,017	8,377	8,433	7,601	7,235	7,140
南アルプス国立公園						
駒ヶ岳・鳳凰三山	235	420	432	318	315	190
白根三山・仙丈岳	46	82	86	63	62	38
夜叉神峠	109	195	202	149	148	88
小計	390	697	720	530	525	316
八ヶ岳中信高原国定公園						
	3,711	4,099	4,882	6,054	5,937	6,504
県立南アルプス巨摩自然公園						
甘利山	63	29	55	53	50	49
西山・桃ノ木・芦安温泉	134	63	121	116	110	108
櫛形山・伊奈ヶ湖	475	224	430	412	390	381
小計	672	316	606	581	550	550
県立四尾連湖自然公園						
	50	50	57	52	51	65
合計	28,573	34,881	36,531	34,239	33,805	33,730

自然公園利用者数の推移

区 分	許 可					届 出			公園事業同意(認可)				
	工 作 物	木 竹 の 伐 採	広 告 物 等	土 地 形 状 の 変 更	そ の 他	工 作 物	木 竹 の 伐 採	そ の 他	宿 舎	野 営 地	園 地	道 路	そ の 他
富士箱根伊豆国立公園	272	4	21	4	27	13	-	27	22	1	6	11	1
秩父多摩甲斐国立公園	32	4	6	1	7	3	-	7	-	3	4	11	-
南アルプス国立公園	17	-	1	-	8	-	-	-	1	-	-	2	-
八ヶ岳中信高原国立公園	1	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
県立四尾連湖自然公園	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県立南アルプス巨摩自然公園	6	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成16年度合計	329	8	28	5	43	16	-	34	23	4	10	24	1
平成15年度合計	348	3	16	2	51	16	-	29	23	3	-	17	5
平成14年度合計	386	7	22	7	30	11	-	32	11	1	-	16	8
平成13年度合計	293	7	15	9	12	13	-	22	11	3	-	16	1
平成12年度合計	389	7	25	11	10	8	-	21	9	6	1	15	4
平成11年度合計	334	5	17	11	20	11	-	16	7	6	3	16	3
平成10年度合計	279	14	18	6	18	14	-	14	12	2	3	14	6
平成9年度合計	364	11	27	11	13	12	-	27	5	3	2	7	7
平成8年度合計	338	4	28	9	1	15	-	33	12	5	2	14	3
平成7年度合計	408	4	21	6	3	12	12	15	6	6	1	5	3
平成6年度合計	359	4	13	9	20	23	12	19	7	3	4	18	9

自然公園内の許可等の処理状況

公園計画

自然公園は、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。公園計画は規制計画と施設計画からなり、規制計画は保護のための保護規制計画として、特別地域、普通地域などの地種区分が定められているほか、利用規制計画及び利用調整地区を定める計画があります。

また、施設計画は、利用のための利用施設計画として、利用施設を集团的に整備する集団施設地区と道路、宿舍などの単独施設が定められることになっているほか、保護施設計画があります。

公園計画の見直し

国立公園については、その公園計画について社会情勢の変化に適切に対応し、自然保護の強化を基調として、逐次公園計画の見直しを実施することとされています。

「再検討」は、公園指定後の自然的、社会的条件の変化に対応して、当初の公園区域及び公園計画の全体的な見直し作業で、「点検」は、再検討が終了した公園について、概ね5年ごとに実施する公園計画等の見直し作業です。

富士箱根伊豆国立公園

昭和11年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、昭和52年に環境

庁から地種区分案が本県に提示されました。

これ以来、県は環境庁の地種区分案を基に、関係市町村等と協議を重ね、平成 8 年に地種区分の設定などの公園計画の変更、再検討が行われました。再検討から概ね5年ごとに、公園計画の見直し作業、点検が行われることとなっており、平成 15 年度から点検作業が開始され、平成 17 年度中には作業が完了する見通しです。

秩父多摩甲斐国立公園

昭和 25 年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、平成 10 年 3 月に環境庁から地種区分の事務所修正案が本県に提示され、関係市町村等の合意が得られたことから、同年 4 月、環境庁に同意の旨を回答し、その後、平成 12 年 4 月、環境庁から示された最終原案に異議ない旨を回答しました。

これらを受け、平成 12 年 8 月公園区域及び公園計画の変更、再検討が行われると同時に、名称変更も行われました。

「秩父多摩甲斐国立公園」名称変更の実現

山梨県、東京都、埼玉県、長野県の1都3県に位置しながら、「秩父多摩」の名称は埼玉県と東京都を連想させるのみで、本県は公園区域に含まれていないかのように受けとめられ、観光振興や公園利用促進のうえで極めて不都合な状態でした。

そのため、昭和 62 年頃から山梨県を表す名称も加えるべきだとの声が高まり、地元の市町村と観光協会により組織された「秩父多摩国立公園名称変更推進協議会」を中心として、様々な要望を行ってきました。

これらの要望活動が実り、平成 12 年 8 月に、公園区域及び公園計画の変更と併せ、「秩父多摩甲斐国立公園」の名称変更が実現しました。

南アルプス国立公園

昭和 39 年に国立公園に指定されましたが、スーパー林道開設に伴う当時の環境庁長官談話により、施設整備凍結の方針との整合性の点で調整が図れないことなどから、今まで公園計画の再検討が行われませんでした。

最近の登山者の高齢化などの南アルプス国立公園を取り巻く情勢の変化とともに、雪崩で崩壊した白根御池小屋の再建に向け、地元芦安村が検討委員会による検討を重ね従前地での再建に着手するなど、必要な施設を整備することが自然保護につながるという機運が高まってきています。

このような動きの中で、環境省は、平成 15 年度から公園計画の再検討に着手することを表明したところであり、この作業などが進められています。

八ヶ岳中信高原国定公園

昭和 39 年に国定公園に指定されましたが、公園を取り巻く社会条件が変化したため、平成元年度に公園計画の再検討を実施しました。

保護計画の川俣東沢溪谷の主要部分の第1種特別地域への変更及び利用計画の集団施設地区の拡張については旧環境庁に申出を行うとともに、県は利用計画におけるスキー場計画について追加変更の告示を行いました。

(2)自然公園内における規制(みどり自然課)

自然公園は、自然公園法に基づいて国立公園及び国定公園が指定され、山梨県立自然公園条例に基づいて県立自然公園が指定されており、それぞれの公園計画の保護規制計画において、特別地域と普通地域に区分され、公園内での行為について自然保護のための一定の規制が設けられています。

そのため、特別地域内で工作物を設置するなどの一定の行為を行う場合は、事前に許可を受けることが必要であり、普通地域内で一定の行為を行う場合は、事前に届出を行う必要があります。

なお、行為の内容、規模等により、環境大臣が直接行うものと知事が行うものに区分されており、さらに知事が行う事務についても、本庁事務と地域振興局事務に分かれています。特に取扱件数の多い富士箱根伊豆国立公園については、吉田林務環境部に専任の非常勤嘱託を配置して円滑な事務処理に努めています。

(3)自然公園美化推進事業(観光資源課)

自然公園内や観光地の美しい自然景観を保全するため、環境美化の普及啓発活動等を実施する団体に対して補助金を交付しました。

富士山美化清掃事業

- ア 富士山美化啓発清掃活動費補助金:富士山及び富士五湖周辺の環境美化の普及啓発に対する補助
補助事業者:富士山及び周辺美化推進協議会(富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、上九一色村他)
- イ 富士山美化清掃活動補助金:富士山クリーン作戦等に対する補助
補助事業者:(財)富士山をきれいにする会(YBSグループ他)

観光地美化推進事業

- ア 山岳清掃事業補助金:高山帯における清掃活動に対する補助
補助事業者:南アルプス北部美化対策協議会(韮崎市、早川町、南アルプス市、北杜市)
- イ 広域環境美化清掃事業補助金:広域的な観光地の環境美化清掃事業に対する補助
補助事業者:甲斐山麓広域圏環境美化推進協議会(甲府市、塩山市、牧丘町、三富村、北杜市)、八ヶ岳南麓環境美化対策協議会(北杜市、小淵沢町)、南アルプス前衛環境美化推進協議会(韮崎市、早川町、南アルプス市、北杜市)

(4)自然公園等における施設整備(観光資源課)

自然公園利用者や長距離自然歩道利用者の利便向上と安全確保を図るため、施設の整備を実施するとともに市町村が行う整備事業に対して補助金を交付しました。

年度	事業内容
H12	・白根山系縦走線歩道(公衆トイレ整備) ・三ツ峠山線道路(歩道整備) ・増富金峰山線歩道(駐車場整備) ・美し森観音平線歩道(歩道整備)
H13	・三ツ峠山口浅川線歩道 (公衆トイレ、駐車場整備)
H14	・西沢溪谷線歩道(歩道整備) ・増富温泉線歩道(歩道整備) ・美し森牛首山線歩道(歩道整備) ・東海自然歩道(パノラマ台コース) (歩道整備) ・東海自然歩道(思親山コース) (歩道整備) ・西沢溪谷線歩道(歩道整備) ・奥秩父縦走線歩道(歩道整備) ・東海自然歩道(奥山温泉コース) (歩道整備)
H15	・奥秩父縦走線歩道(歩道整備) ・東海自然歩道(歩道整備)
H16	・奥秩父縦走線歩道(歩道整備) ・東海自然歩道(公衆トイレ・駐車場整備)

自然公園整備状況

2 自然環境保全地区等(みどり自然課)

(1)自然環境保全地区等の保護・管理

県では、自然環境保全条例に基づき、将来にわたって保存していく必要がある地域や動植物等を自然環境保全地区・自然記念物に指定しています。

自然環境保全地区については、現在、34地区3,675ha(自然保存地区13地区2,144ha、景観保存地区12地区1,298ha、歴史景観保全地区5地区117ha、自然活用地区1地区91ha、自然造成地区3地区25ha)が指定され、自然記念物は、植物や動物、地質鉱物43カ所が指定されています。

自然環境保全地区等の管理は、巡視、清掃活動などについて、地元市町村の協力を得るとともに、市町村に助成して管理用歩道、解説板などの施設整備を行っているほか、指定された土地のうち山林、原野の所有者に対し固定資産税相当額を交付しています。

県ではまた、自然環境保全条例により自然監視員制度を設けており、一般県民216人、県・市町村職員335人を自然監視員に委嘱して、自然環境保全地区や自然公園での監視・指導や自然保護の普及啓発を行っています。

(2)自然環境保全地区等における規制

本県には、現在のところ自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の指定はありませんが、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区を指定して、開発行為等の届出制等の措置を講じています。

2-4 自然とのふれあいの増進

(1)「八ヶ岳環境と文化のむら」の運営(みどり自然課)

平成6年11月にオープンした「八ヶ岳環境と文化のむら」は、八ヶ岳南麓一帯の自然環境を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、その仕組みを学習する場、さらには自然と人間との関係を見つめ直す場でもあり、「八ヶ岳自然ふれあいセンター」を中心とするセンター地区と八ヶ岳南麓4町村に11のスポット地区を設けています。

センター地区では、大画面映像や展示パネル等により自然環境に関する情報と学習の機会を提供しており、自然観察路や園地では豊かな自然を実体験することができ、各スポット地区では、八ヶ岳の動植物や歴史文化遺産などのふれあいを通して、この地域固有の特色ある自然を体験できます。

利用者は、センター地区で得た情報と体験を生かし、それぞれの興味に応じたスポット地区を訪れることにより、古来私達が自然との深い関わりの中で、日常生活や社会活動の場で様々な恵みを享受してきたことを再認識し、身近な自然環境を見直し、人と自然との共生を考える動機付けを得ることができます。

なお、平成16年度の利用者は90,784人で、平成6年11月のセンター開館から平成17年3月までの累計利用者数は、821,333人です。

八ヶ岳環境と文化のむら
センター地区
八ヶ岳自然ふれあいセンター:鉄骨平屋建 798.66 m ²
園地:2,018 m ² 自然観察路:W=1.5m L=1,270m
スポット地区
水と風切の里(北杜市高根町清里)
清流と飛瀑の里(北杜市高根町清里)
星空・青空集いの里(北杜市高根町清里)
体験農場と清流の里(北杜市長泉町西井出)
泉ライン名水と野鳥の里(北杜市長坂町小荒間、大泉村谷戸)
トチとミズナラと歴史の里(北杜市大泉町谷戸、西井出)
オオムラサキの里(北杜市長坂町日野)
ふるさと歴史公園(小淵沢町上深沢)
すずらん池と水辺の里(小淵沢町井詰原)
大滝名水と緑の里(小淵沢町上笹尾)
馬場の里(小淵沢町下笹尾)

(2)やまなし野鳥観察地の選定(みどり自然課)

山梨県は、四方を山に囲まれ、川や湖も多く、このような多岐にわたる自然環境の中には様々な野生鳥獣が生息しています。

そこで、自然に親しみながら、野生の鳥や動物との共生や保護への関心を高めることを目的として、「第8次鳥獣保護事業計画」の中で、「やまなし野鳥観察地」の整備を行うこととし、広く県民から適地を募り、応募のあった中から15箇所を選考し、山梨県自然環境保全審議会の答申を受け、平成10年3月に決定しました。

やまなし野鳥観察地として選定した15箇所とともに、既設の野鳥観察地を記載したガイドマップを作成して広く一般県民に周知し、各野鳥観察地には、案内板を設置しました。

	指定場所	観察ポイント
1	武田の杜(武田神社周辺)(甲府市)	武田神社～竜が池～若宮神社～竜華山頂(休息小屋)～護国神社～武田神社
2	貢川及び荒川との合流点(甲府市)	西原橋～新田橋～新貢川橋～貢川橋～貢川・荒川合流点
3	西沢溪谷入口周辺(山梨市)	旧三富村営駐車場周辺～西沢山荘～二俣吊橋
4	乙女高原(山梨市)	塩平～乙女高原グリーンロッジ
5	シルクの里公園周辺(豊富村)	郷土資料館～山之神展望台
6	四尾連湖(市川三郷町)	四尾連湖周辺
7	三郡橋周辺(釜無川と笛吹川合流地域)(増穂町、市川三郷町、南アルプス市、鯉沢町)	富士川大橋～土手道～高田～三郡橋～対岸土手道(復路も同じ) 注:対岸土手道から富士川大橋へは通行不能
8	精進湖パノラマ台(上九一色村)	パノラマ台下～パノラマ台
9	県立なかとみ青少年自然の里周辺(身延町)	県立なかとみ青少年自然の里～富士見山林道～句碑の里
10	井富溜池、飛沢溜池周辺(北杜市)	甲斐大泉駅～井富溜池～井富湖から松通り～飛沢溜池～甲斐大泉駅
11	「フレンドパークむかわ」周辺(北杜市)	「フレンドパークむかわ」～林道～石空川沿い(復路も同じ)
12	山中湖(山中湖村)	山中湖役場前湖畔一帯 ママの森～平野
13	河口湖(富士河口湖町)	シッコゴ公園 大石公園付近及び奥河口湖
14	三ツ峠(旧御坂峠口)(富士河口湖町、西桂町)	三ツ峠登山口(旧御坂峠)～三ツ峠山頂(復路も同じ)
15	大野貯水池(上野原市)	大野貯水池及び周辺

やまなし野鳥観察地

(3)「森林文化の森」の整備(県有林課)

近年では、人間性、親子の絆といった精神面の形成や情操教育の面から、“人と森林、人と人とのふれあい”の重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められています。

そこで、地元の方々の貴重な意見を踏まえ、県有林を主とした県下 12 箇所に「森林文化の森」を整備していくこととし、平成 10 年度に整備計画を策定し、平成 11 年度から各地域の歴史特性、景観、森林の特徴を活かして、歩道やトイレ等の整備、森林整備を行い、平成 15 年度に施設整備を終了しました。

なお、既存の県民の森、武田の杜、金

森林文化の森のねらい

- ・活力ある山村づくりと中山間地域の振興・山梨の原風景の再生
- ・体験を通じた森林観の形成
- ・人間性の回復と親子の絆の強化
- ・自然教育の推進

整備の基本方針

- ・森林そのものを活用した場所づくり
- ・地域の特性を生かした景観づくり
- ・文化的要素の導入
- ・積極的な利用促進策の展開
- ・市町村等との連携

整備箇所

- ・釜無水源の森 峡北地域(北杜市白州町)
- ・ハヶ岳の森 峡北地域(北杜市長坂町、北杜市大泉村、小淵沢町)
- ・瑞牆の森 峡北地域(北杜市須玉町)
- ・乙女高原の森 東山梨地域(牧丘町)
- ・兜山の森 東山梨地域(笛吹市春日居町)
- ・大菩薩の森 東山梨地域(塩山市)
- ・小金沢シオジの森 東部地域(大月市)
- ・稲山の森 東八代地域(笛吹市八代町)
- ・河口の森 富士北麓地域(富士河口湖町)
- ・十谷の森 峡南地域(鯉沢町)
- ・本栖の森 富士北麓地域(上九一色村、身延町・旧下部町)
- ・思親山の森 峡南地域(南部町)

川の森についても森林文化の森として位置づけを行い、主催事業の実施などを通じて、森林文化の森の利用促進の先導的役割を果たしています。

<利用促進策の展開>

森林文化の森では、整備された歩道、森林をフィールドとして県、市町村、有識者、地域住民などからなる「森林文化の森連絡会議」が自然観察、林業作業体験、木工作、ボランティア活動など誰でも気軽に参加できる「森林体験プログラム」を実施しています。

平成 16 年度には「大菩薩の森」と「小金沢シオジの森」で連絡会議を設置し、全ての森林文化の森で森林体験プログラムに参加できるようになりました。森林文化の森での施設配置や森林体験プログラムへの参加者募集については、パンフレット、県及び関係市町村の広報、県のホームページ、チラシなどを通じて情報提供を行っています。

(4)水辺環境の整備(治水課・砂防課)

河川

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が期待されています。

このため、水と親しみ、憩いの場となる空間整備や、植生や自然石を用いた護岸づくり、魚がのぼりやすい魚道、桜などを植樹した堤防、散策路の設置など、水とふれあい周辺の環境や生態系に配慮した「多自然型川づくり」に取り組んでいます。

また、PI 手法を取り入れた都留市の菅野川、市街地を流下する河川の自然再生を目的とした甲府市の相川、中学生とのフリースペースにより河川整備へと発展した八代町の浅川等地域の意見を多く取り入れた河川空間の整備を進めています。

砂防

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、本県は景観にも優れ、貴重な動物が存在するなど自然環境が優れている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められると同時に、快適な水辺環境作りとして周辺環境(動物、魚類、植生、人、生活)に配慮した砂防施設の整備が要請されています。

そこで、「山梨県溪流環境整備計画書」に基づき、砂防環境整備事業、生活関連土木施設整備事業等により、魚がのぼりやすい魚道の整備、堆砂敷の河畔林の活用(みどりの砂防ゾーン)、人々が集える砂防施設の創造、歴史に残る砂防施設の保存と活用、周辺環境と調和した「砂防学習ゾーン」の整備など、自然環境を後世に伝えるため“自然と共生できる砂防”をテーマに砂防事業を推進しています。

(5)やすらぎ空間の整備(農村振興課)

近年、健康的でゆとりのある生活と自然や安らぎを求める都市住民が増え、グリーン・ツーリズムに対する関心が高まっています。

このような状況を背景として本県では、グリーン・ツーリズムの取り組みを推進するため、地域資

源を活用した魅力ある交流拠点や体験交流空間などの整備に対して「やすらぎ空間整備事業」により支援を行っています。

整備できる施設	内 容
都市農村交流促進施設	特産品・文化財の展示施設、農産物加工体験施設、外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所及び伝統文化継承施設等並びに附帯施設の整備
市民農園	農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設(休憩所、更衣室等)農機具収納施設、コミュニティー広場及び福祉活用促進施設並びに附帯施設の整備
廃校・廃屋改修交流施設	廃校の改修・移設及び廃屋の改修・移設並びに附帯施設の整備
水辺修景・景観保全施設	散策道、案内板及び駐車場等簡易な施設整備並びに電柱の埋設工事等の整備

(6)山岳環境保全対策(観光資源課)

近年、自然志向の高まり等を背景に、自然公園をはじめとする県内の山々にも多くの人々が訪れています。しかし、一方では、そうした登山客等の増加に伴い、特に登山シーズンのピーク時においてごみ・し尿の不適正な処理、高山植物の踏み荒らし等、山岳環境の汚染や破壊が問題となっています。

本県においても、平成9年の北岳大樺沢の沢水大腸菌汚染に端を発した山岳地域におけるトイレ・し尿処理問題へ対応する必要があることから、山小屋トイレの改善の促進など山岳環境の保護と登山者の利便を図るための取り組みを推進しています。

平成16年度実施事業：北岳二俣仮設トイレ
平成11年から毎年仮設により設置しており、平成16年においても夏山シーズン中設置した。
処理方式 バイオ方式(杉チップ使用)
設置台数 2基
供用期間 平成16年7月17日～9月25日
利用者数 2,516人(1日平均35人)

2-5 環境影響評価制度の実施等

1 経緯(みどり自然課)

本県においては、事業の実施に際し公害の防止及び自然環境の保全について適正な配慮がなされるよう、平成2年9月に制定した「山梨県環境影響評価等指導要綱」に基づき、事業者の理解と協力により環境アセスメント制度⁷を運用してきました。

しかし、環境問題を取り巻く社会の関心や環境行政に対する県民ニーズの変化に伴い、環境ア

⁷ 大規模な開発事業を行おうとする時に、その地域の環境にどのような影響を与えるのかを、事業者自らが県民や関係する市町村長の意見を聴きながら調査(現地調査や文献調査による環境の状況把握)、予測(調査結果と事業内容から環境に与える影響を予測)により明らかにするとともに、評価(環境に与える影響を小さくするための保全措置の検討)の結果を、環境の保全についての適正な配慮として事業の実施に反映させるための手続をいう。

セメント制度が担うべき役割が変化すると同時に、環境影響評価法による「法的枠組み」の構築に合わせて「山梨県環境影響評価条例」(平成10年3月27日)を公布しました。

条例には制度の公平性と透明性の確保のため、県民意識調査、インターネットによる意見募集、県民からの意見聴取会、環境審議会における審議等、多方面からの意見を加味し、右の基本的事項を盛り込んでいます。これらは、環境影響評価法に定める制度や、従来の山梨県や他県の制度に比べ、手続のあり方や対象事業の種類、規模において全国的にも充実した制度となるよう詳細を定めたものです。

条例の基本的事項

- ・地方の独自性のある環境アセスメント制度を制定
- ・環境影響評価法と同様にスクリーニングから始まる手続を導入
- ・恵まれた自然に配慮した対象事業種類、規模、評価項目を採用
- ・環境アセスメントの各段階での住民意見提出機会の確保
- ・方法書段階からの公聴会の実施
- ・事業の実施中や供用後のモニタリング調査の導入
- ・環境情報を科学的に整理分析するため「技術審議会」を知事の諮問機関として設置
- ・時間的経過による環境アセスメント手続の再実施手続を導入

2 実施状況(みどり自然課)

(1)現在手続中の事業

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
土地区画整理事業	昭和町常永土地区画整理事業	64.7ha	昭和町常永土地区画整理組合設立準備委員会	H17.3～	方法書手続中 条例第2分類事業

山梨県環境影響評価等条例 手続状況(H17.3.31現在)

(2)これまでの実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
住宅団地	東大月ニュータウン開発事業	面積:73.0ha	東日本旅客鉄道(株)、(株)エスティランドシステム	H.4.2～H.5.5	第2種事業H.10.5 造成完了
住宅団地・工業団地	米倉山ニュータウン造成事業	面積:44.7ha	山梨県土地開発公社	H.6.3～H.6.12	第2種事業工事中 中断
下水道終末処理場	桂川清流センター建設計画	面積:11.4ha、 計画処理人口:163千人	山梨県	H.8.3～H.8.11	第2種事業工事中
レクリエーション事業	サンパーク明野第2期計画	面積:101.6ha	湘南観光開発(株)	H.9.10～H.10.3	第2種事業
住宅団地	本栖土地開発	面積:75.5ha	富士急行(株)	H.10.6～H.11.2	第2種事業
第2種事業に準じて手続を実施					
廃棄物の処理施設	明野クリーンセンター(仮称)建設事業	面積:8.6ha	(財)山梨県環境整備事業団	H.8.6～H.8.12	第2種事業対象規模 10ha未滿

山梨県環境影響評価等指導要綱の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
高速道路	中部横断自動車道増穂双葉線(増穂町～白根町間)	8km	建設省関東地方建設局	H.2.6～H.3.3	建設省要綱工事中
高速道路	中部横断自動車道白根双葉幹線	7km	山梨県	H.2.8～H.3.3	建設省要綱工事中
高速道路	中央自動車道富士吉田線改築(上野原～大月市)	2車線増築 21km	建設省関東地方建設局	H.2.8～H.3.3	建設省要綱工事中
水力発電所	葛野川発電所	160kw	東京電力(株)	H.3.1～H.3.10	通産省要綱H.10.5完成
高速道路	高規格幹線道路富沢増穂線	46.4km	建設省関東地方建設局	H.8.7～H.8.10	建設省要綱測量中
一般国道	西関東道路一般国道140号(山梨市～甲府市間)	4車線 6.2km	山梨県	H.8.11～H.9.4	建設省要綱工事中

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
リニアモーターカー実験線	リニアモーターカー山梨実験線	延長:42.8km	東海旅客鉄道(株)、(財)鉄道総合技術研究所、日本鉄道建設公団	H.2.7～H.2.9	H.9.4実験開始24.4km未着工
送電線路	葛野川線建設事業	50万V延長:19.0Km	東京電力(株)	H.7.9～H.7.12	H.10.11完成

県と事業者との協定に基づく環境影響調査の実績